

神奈川県監査委員公表第 15 号

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和 6 年 11 月 1 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
同 吉 川 知 恵 子
同 中 家 華 江
同 加 藤 元 弥
同 青 山 圭 一

1 措置の対象となった監査の結果

令和 6 年 7 月 9 日神奈川県監査委員公表第 10 号で公表した不適切事項が認められた 1 か所に係る
1 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

福祉子どもみらい局

本庁機関で認められた不適切事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
福祉部障害福祉課	令和 6 年 6 月 3 日（令和 5 年 3 月 29 日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和 3 年度相談支援従業者等養成・確保推進事業委託業務契約ほか 1 件（契約額計 20,533,600 円）について、受講者数の減等に伴う契約の変更に当たり、講師謝礼などの経費が計 34,000 円（税抜き）減少していたにもかかわらず、契約額に変更を生じさせないよう、合理的な理由なく一般管理費率を変更していた。	不適切事項については、契約における一般管理費の取扱いについての認識及び積算内訳の確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、今回の事例を課内に周知するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。